

60 歳以上の被扶養者認定の収入要件が緩和されます

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正により、令和5年4月1日から60歳以上の被扶養者認定の収入要件が緩和されます。

この改正により被扶養者の認定要件に該当する方がいる場合、令和5年4月1日から申請を受付します。

1 緩和内容

○ 変更前（令和5年3月31日まで）

被扶養者の年間収入額が組合員の年間収入額の2分の1未満で、かつ、次の年額基準・月額基準の両方を満たしていること。

認定対象者	年額	月額	雇用保険・傷病手当金の日額
一般 60歳以上で公的年金を受給していない者を含む	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の <u>公的年金受給者</u> 又は障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満



○ 変更後（令和5年4月1日以降）

被扶養者の年間収入額が組合員の年間収入額の2分の1未満で、かつ、次の年額基準・月額基準の両方を満たしていること。

認定対象者	年額	月額	雇用保険・傷病手当金の日額
一般 60歳以上で公的年金を受給していない者を含む	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 又は障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

！ 公的年金受給者の要件削除！

60歳以上であれば
年間180万円（月額15万円）の基準額で判定されます。



2 申請方法・申請先

収入基準額が変更されたことにより新たに対象となる方は、被扶養者認定の申請が必要です。ただし、審査の結果認定不可となる場合もあります。

- 【受付開始日】 令和5年4月1日から
- 【申請方法】 庶務事務システムを利用できる方は庶務事務システムで申請
庶務事務システムを利用できない方は紙の申請書で区局共済事務担当課を通じて申請
- 【申請書】 市長部局所属の会計年度任用職員の方は、横浜市職員共済組合 Web ページ内「申請書類一覧」からダウンロードしてください。
それ以外の方で紙申請を行う方は、様式は区局共済事務担当課から受取ってください。
- 【添付書類】 一般職員の方は令和4年度 横浜市職員共済ガイド P.73 参照
会計年度任用職員及び短時間再任用の方は令和4年 10 月版 横浜市職員共済ガイド（短期のみ適用組合員用）P.62 参照
（状況に応じてその他書類の追加提出が必要な場合があります。）

※令和5年4月1日（事由発生日）から30日以内に、システムに入力されなかった、又は必要な書類がそろって提出されなかった場合、4月1日に遡っての資格認定ができなくなります（その場合、資格認定日は入力日、又は必要な書類がそろって提出された日付となります）。

3 注意点

収入基準額を満たしていても、扶養している事実がない場合は認定できません。

例えば、親の家に同居し、毎月数万円を入れているだけでは親を「扶養している」とは言えません。また、収入のあった親が定年退職等で離職し無収入になったからといって、すぐに子（職員）に扶養されなければ生活が成り立たないとは社会通念上考えにくいものです。

収入基準額を満たしていても、具体的な調査確認をして、当該職員が扶養しなければならない事情や生計を維持している実態があるなど、今後の継続性や社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判断します。

生計維持関係の実態がないのに、国民健康保険料（国民健康保険税）を節約するために、共済組合の被扶養者になるということは認められません。

申請は扶養事実に基づき行ってください。

